

農林水産業の活性化をめざして

県では、農林水産業の活性化に向けた取組を総合的、計画的に推進するため、各種行政計画を策定し、施策の実施に取り組んでいます。

かながわグランドデザイン

県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、「かながわグランドデザイン第2期実施計画」を定め、分野横断的な政策を「健康長寿」、「経済のエンジン」、「安全・安心」、「ひとのチカラ」、「まちづくり」の5つの柱に整理して取組を進めています。

農政関係では、これらの柱のうち、「経済のエンジン」の中に「農林水産～農林水産業の活性化による地産地消の推進～」としてプロジェクトに位置付けたほか、「健康長寿」の柱の中の「未病～健康寿命を延伸し、生き生きとくらせる神奈川をめざして～」にも施策・事業を位置付けています。

農林水産業の活性化による地産地消の推進

■プロジェクトのねらい

- 県民の求める農林水産物の提供
- 意欲ある担い手による生産の安定



県が育成した新しいトマト「湘南ボモロン」

■数値目標の達成状況

●消費者や実需者のニーズに対応した新たな販売契約数(累計)

| 年 度 | (2014年) | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 |
|-------|---------|--------|--------|-------|-------|
| 実績／目標 | (5件) | 22/15件 | 35/25件 | -/40件 | -/50件 |

(農業振興課調査)

●新商品の開発や販路拡大などの成果があった畜産ブランド数(累計)

| 年 度 | (2014年) | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 |
|-------|---------|--------|--------|-------|-------|
| 実績／目標 | (5件) | 19/10件 | 24/15件 | -/20件 | -/25件 |

(畜産課調査)

●消費者ニーズを把握して開発・販売した水産物の加工品数(累計)

| 年 度 | (2014年) | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 |
|-------|---------|--------|--------|-------|-------|
| 実績／目標 | (12件) | 15/15件 | 18/18件 | -/21件 | -/25件 |

(水産課調査)

●農林水産業への新たな就業者数(企業参入・雇用就農を含む)

| 年 度 | (2013年) | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 |
|-------|---------|----------|----------|--------|--------|
| 実績／目標 | (116人) | 128/120人 | 128/130人 | -/140人 | -/150人 |

(農業振興課調査、森林再生課調査、水産課調査)



かながわ県産木材品質認証マーク

■4年間の具体的な取組

●県民ニーズに応じた農林水産物の生産支援と利用促進

- ・マーケット・イン*の発想を生かした産地への支援
- ・スマート農業技術の開発・普及
- ・県産畜産物の知名度向上・販路拡大
- ・先進技術を用いた栽培漁業の推進
- ・県産木材の生産促進や消費拡大の推進

●新たな担い手の育成・確保の推進

- ・若者の新規参入や企業参入などの促進
- ・中核的な農業経営者の育成・農地の集約化の推進
- ・新たな担い手への技術指導や経営相談などの支援



2017年10月登録かながわブランド「江の島カマス」

* 消費者や実需者のニーズに応じて生産を行うこと

神奈川県都市農業推進条例

この条例は、食料等の安定供給、農業の有する多面的機能の発揮を通じて都市農業の持続的発展を図り、県民の健康で豊かな生活の確保に寄与することを目的として制定しています。

(平成18年4月1日施行)

条例では、基本理念や基本的施策、県民・農業者・農業団体・県のそれぞれの責務、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針の策定等を定めています。

基本理念（第3条）
①新鮮で安全・安心な食料等の安定供給と地産地消の推進
②多様な扱い手による農業資源の維持・確保と農業の発展
③農業の有する多面的機能の発揮と循環型社会への貢献

基本的施策（第7条）

- ・安全・安心な食料等の供給の推進
- ・地産地消の推進
- ・農業経営の安定化の推進
- ・農業経営の高度化並びに農業者及び農業関係団体の情報交換の促進
- ・食と農に対する県民の理解の促進
- ・農業の多様な扱い手の育成及び確保の推進
- ・農業の生産基盤の確保及び整備の推進
- ・農地の有効利用の促進
- ・地域の農業を生かした県民と農業者との交流の推進
- ・未利用資源の有効活用の促進を通じた農業の生産性向上の推進
- ・環境に調和する農業生産の推進
- ・その他都市農業の持続的な発展のために必要な施策の推進

都市農業の持続的な発展

県民の健康で豊かな生活の確保

かながわ農業活性化指針

この指針は、「神奈川県都市農業推進条例」第8条に規定された指針であるとともに、「かながわグランドデザイン第2期実施計画」を補完する農業分野の個別指針となっています。

指針では、基本目標を「農業の活性化による地産地消の推進 一医食農同源による県民の健康増進」とし、「県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進」、「安定的な農業生産と次世代への継承」、「環境と共に存する農業」の3つの視点で施策を展開します。

(平成29年3月改定)

基本目標

農業の活性化による地産地消の推進

—医食農同源による県民の健康増進—

施策の方向1

県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進

- ・県民の求める食の提供
- ・農畜産物のブランド力の強化と6次産業化の推進
- ・食の安全対策と食育の取組

施策の方向2

安定的な農業生産と次世代への継承

- ・新規就農の促進と中核的経営体の育成
- ・「トップ経営体」の育成
- ・畜産経営の体质強化に向けた総合的な取組
- ・女性の力を活かした経営発展の促進
- ・技術開発と経営安定の取組
- ・生産基盤の整備

施策の方向3

環境と共に存する農業

- ・農地等の活用・保全
- ・農業体験と交流の場の確保
- ・環境保全型農業と畜産環境対策の推進
- ・鳥獣被害対策の推進

かながわ森林再生50年構想

県土の39%を占める森林は、今、県内各地で手入れ不足などにより荒廃が進んでいます。県では、前の世代から引き継いだ森林の様々な恵みを子や孫に手渡すため、50年かけて、皆さんとともに森林再生に取り組んでいきます。

(平成18年10月策定)

森林ゾーンごとの50年後のめざす姿

| 区分 | 森林ゾーン | めざす姿 |
|--------|----------------------|---|
| 標高800m | 奥山 | ブナ林など自然林を再生するゾーン ブナやモミなど高標高域を象徴する多様な樹種と階層を持った自然林 |
| 標高300m | 山地 | 多様な生き物が共生するゾーン 多様な生き物が生息する針葉樹が混生する広葉樹林 |
| | 道から遠いところ 道から近いところ | 木材資源を循環利用するゾーン 資源循環を取り戻した持続可能な人工林 |
| 里山 | | 身近なみどりを継承し再生するゾーン クヌギ、コナラ、クリなどの森の恵み豊かな落葉広葉樹林 四季を通してうっそうと茂る照葉樹林 日が差し込み、風の通り竹林 |

かながわ水産業活性化指針

この指針は、「かながわグランドデザイン第2期実施計画」を補完する水産分野の個別指針として、「海・川の豊かな恵みと潤いを提供する活力ある水産業をめざして」という基本目標のもと、「本県水産業のめざす姿」を示し、その実現に向けて今後10年間に「重点的に取り組む施策」を定めています。

(平成28年3月改定)

基本目標（海・川の豊かな恵みと潤いを提供する活力ある水産業をめざして）

めざす姿

- 海面○県民の求める水産物を供給できる水産業を実現します。
○時代の変化に対応し、新たな事業に挑戦できる水産業を実現します。
○十分な利益を上げ、次の世代に安心して引き継げる水産業を実現します。
- 内水面○県民の求める水産物を供給できる水産業を実現します。
○豊かな水産資源と潤いのある県民生活を支える河川や湖の漁場環境をつくります。

重点的に取り組む施策

- 「食に関する施策」 県民への良質な水産物の供給
- 「海に関する施策」 水産資源の維持・増大、漁場環境の保全
- 「漁師に関する施策」 漁業就業者の確保
- 「漁協と漁港に関する施策」 漁業協同組合の経営体力、漁港等陸上の生産・流通基盤の強化
- 「川・湖に関する施策」 内水面水産資源の回復、魚類の病気と食害の防止、漁場環境の保全